

多賀城市創業支援補助金 Q & A

(令和6年11月18日版)

目次

1	補助対象者について	2
	(1) 創業(全体)	2
	(2) 第二創業	4
	(3) 創業・第二創業の例	6
2	補助対象事業について	7
3	補助対象期間について	7
4	補助対象者について	7
5	補助対象経費について	8
6	申請について	10

1 補助対象者について

(1) 創業（全体）

Q 1 : 年齢や性別の制限はありますか。

A 1 : 年齢や性別による応募の制限はありません。

Q 2 : 市外に住んでいますが、申請できますか。

A 2 : 市内に事務所等があれば、申請可能です。

Q 3 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）しています。今回の補助の対象となりますか。

A 3 : 令和5年4月1日以降の創業の場合、対象となります。

※詳細は、募集要項の「2 募集対象者」を確認願います。

Q 4 : 市内で既に事業を営んでいますが、別事業で創業する場合は対象となりますか。

A 4 : 既存事業と日本標準産業分類の小分類以上が異なる事業の場合は対象となります。

単なる増店・移転は対象外です。

Q 5 : 個人事業で採択を受けた創業者が法人を設立した場合対象となりますか。

A 5 : 過去に本補助金の交付を受けた者は対象外となります。

Q 6 : 申請したが不交付であった場合、再申請はできますか。

A 6 : 補助対象期間内であれば可能です。

Q 7 : 一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 7 : 可能です。

Q 8 : 申請年度内に開業届や法人設立登記が間に合わない場合、補助金は支払われないのですか。

A 8 : 申請年度内に開業届又は法人設立登記がなされることが本補助金の必須要件のため、補助金の支払いはできません。

Q 9 : 休業していた事業を再開する場合は、創業に該当しますか。

A 9 : 休業後の再開は創業に該当しません。

Q 10 : 個人が行っていた事業を法人化する場合（法人成り）は、対象となりますか。

A 10 : 対象外となります。

Q 11 : 既に市外で事業を営んでいます、多賀城市内に移転したいのですが、対象になりますか。

A 11 : 対象となります。

Q 12 : 一般社団法人、N P O法人は対象となりますか。

A 12 : 対象外となります、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社は対象となります。

Q 13 : 創業等の起算日はいつからになりますか。

A 13 : 個人の場合は、税務署に提出した開業届に記載された開業年月日です。

会社の場合は、登記事項証明書に記載された設立年月日です。

Q 14 : 個人事業主で市内に住民登録があります、事業所は市外にありますが、対象ですか。

A 14 : 対象外となります。

Q 15 : 市外に法人登記があり、市内の事業所を設ける予定ですが対象になりますか。

A 15 : 市内の事業に要する経費のみ対象となります。

開業届や登記事項証明書のみで、市内の事業所が判明しない場合は、市内の事業所等の所在地のわかる営業許可証や賃貸借契約書、市内事業所の公共料金支払い領収書などを添付ください。

(2) 第二創業

Q16：この補助金で言う「第二創業」とは何を指しますか。

A16：市内において既に事業を営んでいる者から、事業を引き継ぎ、業態転換又は新事業活動を展開することをいいます。

個人事業主の場合、先代経営者の廃業の手続き、承継者が開業の手続きが必要です。

会社であれば、先代経営者が後継者に代表権を変更が必要になります。

Q17：第二創業の場合、既存事業は行っても良いのでしょうか。

A17：差し支えありません。

Q18：第二創業の場合、応募者は誰になりますか。

A18：承継者（予定者を含む）になります。

Q19：個人事業主から引き継ぎ、個人事業ではなく会社を立ち上げる場合は対象ですか。

A19：第二創業ではなく、創業として対象となります。

Q20：第二創業の業態転換とは何を指しますか。

A20：既存事業から事業者が過去に実績のない（日本標準産業分類の小分類以上が異なる）業種に事業内容を変更することを指します。

Q21：第二創業の新事業活動とは何を指しますか。

A21：中小企業等経営強化法第2条第7項に規定する下記①～⑤となります。

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業

【具体例】

類型	新たな活動の例示
①新商品の開発又は生産	建設業者が産業廃棄物である汚泥などを甘味料としてもしられる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。
②新役務の開発又は提供	美容室が高齢者や身体の不自由な方など、自分で美容室に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付けなどのサービスを行う。
③商品の新たな生産又は販売の方式の導入	果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店。果実店で培われた果物についての知識などの強みを活かすとともに、フルーツ&ベジタブルマスターの資格を持つ店員が常駐し、高品質フルーツを使ったスイーツやフルーツや野菜のフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供。
④役務の新たな提供の方式の導入	タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。
⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動	介護用ロボットの利便性向上を図るための研究開発と実証実験を行い、その成果を元に介護ロボットを開発し、自社の事業に活用する。

※単に、生産力増強のための工場の拡張や設備の更新・増強、営業店舗の増設、取扱品目・販売品目を増やす場合などは、新事業活動に該当しません。また、単なる社内体制の整備、研修手法の変更など人材育成の強化、人材採用手段の変更など、既存事業の拡充の場合も、新事業活動に該当しません。

(3) 創業・第二創業の例

●創業

(該当例)

- ・ 事業を営んでいない個人が市内でラーメン店を開業する
- ・ 市外で既にラーメン店を開業しているが、今年度市内に新たに2号店を開業する
- ・ 市内で既にラーメン店を開業しているが、今年度新たに喫茶店を開業する

(非該当例)

- ・ 市内で既にラーメン店を開業しているが、新たに2号店を増店する

●第二創業

(該当例)

- ・ 市内のラーメン店を先代から引継ぎ、テイクアウト専門の定食屋としてリニューアルする
- ・ 市内のラーメン店を先代から引継ぎ、新にキッチンカーでの販売も始める

※キッチンカー分の補助対象経費のみが対象となります

(非該当例)

- ・ 既にラーメン店を営んでいる創業者が、別のラーメン店を事業承継する

2 補助対象事業について

Q22：業種に制限はありますか。

A22：公序良俗に反するものや公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業に該当する事業など）でない限り、業種による制限は設けていません。

※業種に関わらず、フランチャイズ契約に基づく事業は対象外です。

Q23：事業実施地として多賀城市以外を検討していますが、対象となりますか。

A23：対象外です。

Q24：地域の活性化に資する事業とはどのようなものですか。

A24：市内事業者からの仕入れや市内に住む従業員の雇用、市内での製造、主な販売先が市内の消費者、事業者である事業や、市内空き店舗の利用等を想定しています。

3 補助対象期間について

Q25：補助対象期間はどの期間を指しますか。

A25：令和5年度、令和6年度の創業等に関わらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までが、補助対象期間となり、補助対象期間中の支払いの完了が必要です。

Q26：創業予定で申請したが、期間中に創業できなかった場合は。

A26：補助金交付ができません。

創業日は、原則、開業届か登記履歴事項証明書で確認します。

4 補助対象者について

Q27：個人事業主で市外に住民登録があります、事業所は市内にありますが、対象ですか。

A27：対象となります。

5 補助対象経費について

Q28：国や県などの他の補助制度との併用は可能ですか。

A28：可能ですが、同一経費に対する重複利用は認められません。

例えば、この制度で導入した設備に対し、ほかの補助制度を適用することはできません。

Q29：申請年度前に購入したものがありますが、対象となりますか。

A29：対象となりません。

補助の対象となる経費は、申請年度に発注等を行い支払いまで完了するものに限られます。

ただし、事務所等の借入費又は設備リース費については、申請年度前の契約により発生した経費であっても、補助対象期間に支払いが完了する経費は対象となります。

Q30：クレジットカードでの支払いも補助対象となりますか。

A30：個人事業の場合は代表者、法人の場合は法人名もしくは、代表者のクレジットカードでの支払いのみ対象となります。

クレジットカードの利用明細とクレジットカード会社からの請求額が引き落としされていることが分かる書類（通帳のコピーなど）が必要です。

なお、引落日が令和7年3月31日を過ぎるものは対象外です、ご注意ください。

Q31：中古で買ったものは対象になりますか。

A31：原則対象となりません。

ただし、価格の妥当性を示すために以下の書類の提出があれば対象経費として認める場合がありますので、ご相談ください。

- ① 新品の通常販売価格のわかる書類（カタログの見積書）
- ② 複数の中古品販売事業者からの同物品の見積書
- ③ ②が取得できない場合は、中古品購入に至った経過とその理由書（任意様式）

※個人からの購入やオークション・フリーマーケットによる購入は認められません。

Q32：Amazon、楽天などのECサイトで購入した物品は対象ですか。

A32：対象となりますが、発注元、発注先、発注物、購入金額、支払い方法、購入物の詳細（商品名、写真等）等がわかる書類を添付してください。

ただし、支払いの一部であっても各種ポイントサービスを利用したる支払いは対象外です。

Q33：インターネットオークション、フリーマーケットサイトによる購入は対象ですか。

A33：対象外となります。

Q34：同店舗内をシェアして異なる事業者が創業する場合、補助対象とすることはできますか。

A34：間仕切り等により使用区分を明確にするのであれば、対象となります。

Q35：明確に特定できる経費とは、どのようなものでしょうか。

A35：事業用としての利用が明確に整理されるものが対象となります。

【対象にならない経費の例】

汎用性のあるもの（目的外使用になり得るもの）

PC、PC 周辺機器、タブレット、スマートフォン、カメラ、車両本体、事務用品

自宅兼事業所の場合でキッチンや台所など（住居部分の利用も考えられるため）

Q36：店舗内装をDIYした場合の費用は対象となりますか。

A36：壁紙や照明器具、木材などの材料費は増改築費として対象とします。

テープやねじ、釘などの消耗品については、改装に必要な分だけ対象とします。

工具（ドライバー、ハンマー）は対象外です。

Q37：既に支払った経費の領収書がないが、対象経費として含められないか。

A37：支払いが証明できる書類が無い場合は対象外となります。

6 申請について

Q38：補助対象経費の根拠資料で添付する書類（見積書や領収書等）は原本が必要ですか。

A38：提出された書類は返却しかねますので、すべてコピー（写し）を提出してください。

Q39：交付決定後、補助金の増額を伴う申請内容の変更は可能ですか。

A39：交付決定後の増額を伴う変更はできません。

Q40：特定創業支援事業とは何ですか。

A40：宮城県商工会連合会または多賀城・七ヶ浜商工会から、経営・財務・人材育成・販売の方法等に関する知識を1ヶ月以上かつ4回以上にわたって支援を受けることを指します。

Q41：開業届を電子申請で提出していますが問題ありませんか。

A41：税務署受付印がない場合は、「受信通知」を受付印の代用としますので、併せてご提出ください。

Q42：書類に不備があった場合はどうなりますか。

A42：申請に不備や疑義があった場合、電話等で内容の確認を行います。

提出書類だけで審査が困難な場合、追加の書類提出を求める場合があります。